

令和元年第 5 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 11）

堺 市

目 次

			頁
議案第	98 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備等に関する条例	3
議案第	99 号	堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	13
議案第	100 号	市長等の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例	19
議案第	101 号	市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第	102 号	副市長等の退職手当の特例に関する条例	23
議案第	103 号	消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例	25

令和元年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和元年8月26日
堺市長 永藤英機

- 議案第 98 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 議案第 99 号 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第 100 号 市長等の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例
- 議案第 101 号 市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 102 号 副市長等の退職手当の特例に関する条例
- 議案第 103 号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正 する法律の施行に伴う関係条例の整備等 に関する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「当該職員」の次に「(法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第 3 項第 1 号中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

6 会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 27 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「地域手当の合計額」の次に「(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員にあつては堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第 3 条第 4 項及び第 5 項に規定する基本報酬、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員にあつては会計年度給与条例第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する給料）」を加える。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「及び第 31 条」を削る。

第 31 条を次のように改める。

第 31 条 削除

別表第 1 の備考中「及び第 31 条」を削る。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、この限りでない。

第3条第1項中「（教職調整額を含む。）」の次に「、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第3条第2項及び第3項に規定する給料月額」を加える。

第6条の5中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第2号に規定する職員については、給料月額）」を加える。

第7条の次に次のように加える。

（勤続期間の計算の特例）

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

附則第9項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第10項の次に次の2項を加える。

（第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者に係る特例）

- 11 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算

した退職手当の額の 100 分の 50 に相当する金額とする。

- 12 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する第 7 条の 2 の規定の適用については、同条中「12 月」とあるのは、「6 月」とする。

(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 5 条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和 46 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 2 条第 2 項中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間(4 週間で平均した場合の 1 週間を含む。)について 37 時間 30 分までの範囲内で、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)及びパートタイム会計年度任用職員(市長が別に定めるものを除く。)に係る病気休暇(任命権者が定める理由による病気休暇を除く。)の期間が連続して 30 日を超える場合のその超えた日以後の当該病気休暇については、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号。以下「会計年度給与条例」という。)第 13 条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、会計年度給与条例第 12 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。ただし、パートタイム会計年度任用職員のうち、本市の常勤の職員(常時勤務に服することを要する者をいう。)その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本市の再任用短時間勤務職員の例による。

第 12 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員(市長が別に定めるものを除く。)に係る介護休暇については、会計年度給与条例第 13 条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、会計年度給与条例第 12 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 12 条の 2 に次の 2 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に係る介護時間については、会計年度給与条例第 13 条ただし書の規定にかかわ

らず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 5 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「連続する3年の期間」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。ただし、当該職員が再度の任用をされる場合には、最初に取得した介護時間から起算し、3年の期間内において介護時間を与えることができる。

第13条の見出し中「及び臨時的に任用される職員」を削り、同条第1項中「及び任期付短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員（堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（次項及び次条において単に「教職員」という。））」を、「任期付短時間勤務職員、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第2項を削る。

第13条の2中「教職員」を「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員」に改める。

（堺市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

- 第6条 堺市職員の厚生制度に関する条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「要する者」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 第8条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条第2項の表第23条第4項の項中「育児休業条例」を「育休条例」に改める。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の育児休業等の取扱い）

- 第28条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対しては、第7条第2項、第8条及び前条の規定は適用しない。

- 2 会計年度任用職員に対する第7条第1項、第23条第2号ア、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）第23条第1項	堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号。以下「会計年度給与条例」という。）第10条第1項
第23条第2号 ア	1年	6か月
第24条第1項	30分	30分（教職員にあつては、15分）
第25条	給与条例第27条ただし書	会計年度給与条例第13条ただし書
	給与条例第25条	会計年度給与条例第12条

3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）のうち、本市の常勤の職員（常時勤務に服することを要する者をいう。）その他これと同等と認められる職員であつた者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本市の再任用短時間勤務職員（地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）の例による。

（堺市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第9条 堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「一般職の職員（」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

第3条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第11条 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」を「非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）」に改める。

(堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 12 条 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

題名中「非常勤」を「特別職の非常勤」に改める。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

別表附属機関の委員に準ずるもののうち任命権者が特に認めるものの項の次に次のように加える。

スポーツ推進委員	年額 16,000 円
----------	-------------

別表調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるもの(医師及び歯科医師を除く。)の項中「準ずるもの」の次に「専門的な知識経験又は識見を有する者であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断を行うものに限り、」を加える。

別表備考中「投票立会人」を「投票管理者及び投票立会人」に、「立ち会った」を「職務を行つた」に改める。

(堺市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 13 条 堺市証人等の実費弁償に関する条例(平成 17 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「本市の常勤の職員又は本市から報酬」を「本市から給料又は報酬の支給」に改める。

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 14 条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成 18 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める」を「一般職の」に改め、「これらを」を削り、「手当」の次に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員にあつては、報酬、通勤に要する費用の費用弁償及び期末手当)」を加える。

第 27 条の見出し中「等」を削り、同条中「企業職員で職員以外の」を「地公法第 3 条第 3 項第 3 号の職に任用された」に改める。

第 28 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(会計年度任用職員の給与等の支給)

第 28 条の 3 第 3 条から前条までの規定にかかわらず、地公法第 22 条の 2 に規定する会計年度任用職員への給与等の支給は、市長事務部局の例による。

(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)

第 15 条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成 24 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「5 段階で」を削る。

第 26 条第 5 項中「堺市職員懲戒等審査会」の次に「(教職員)を加え、「(以下「教職員」という)を「及び非常勤の講師(地公法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)をいう。以下同じ」に改める。

第 36 条第 2 項中「第 13 条から第 18 条まで、第 26 条及び第 33 条から前条まで」を「第 15 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 26 条及び第 9 章」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 第 15 条第 2 項、第 17 条第 2 項及び第 9 章の規定は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

4 第 15 条第 2 項及び第 9 章の規定は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

(堺市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第 16 条 堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

別表第 1 項の表堺市職員医療審査会の項中「及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」を削る。

別表第 2 項の表堺市学校職員健康審査会の項中「教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)に勤務する職員のうち、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成 28 年条例第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する職員」を「堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成 24 年条例第 30 号)第 26 条第 5 項に規定する教職員」に改める。

(堺市小児慢性特定疾病審査会条例の一部改正)

第 17 条 堺市小児慢性特定疾病審査会条例(平成 27 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

(堺市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 18 条 堺市行政不服審査法施行条例(平成 28 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

(堺市指定難病審査会条例の一部改正)

第 19 条 堺市指定難病審査会条例(平成 30 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定（別表備考の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条 例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、以下の関係条例について、会計年度任用職員の任用等に関する所要の改正等を行うため、本条例を制定するものであること。

- (1) 堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号）
- (2) 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 27 年条例第 13 号）
- (3) 堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）
- (4) 堺市職員退職手当支給条例（昭和 31 年条例第 18 号）
- (5) 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 18 号）
- (6) 堺市職員の厚生制度に関する条例（昭和 48 年条例第 36 号）
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年条例第 20 号）
- (8) 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）
- (9) 堺市職員等の旅費に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）
- (10) 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 28 号）
- (11) 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）
- (12) 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 36 号）
- (13) 堺市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年条例第 37 号）
- (14) 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 18 年条例第 38 号）
- (15) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号）
- (16) 堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）

(17) 堺市小児慢性特定疾病審査会条例（平成 27 年条例第 11 号）

(18) 堺市行政不服審査法施行条例（平成 28 年条例第 3 号）

(19) 堺市指定難病審査会条例（平成 30 年条例第 19 号）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、(12)の条例の改正規定（一部に限る。）は、公布の日から施行するものであること。

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、本市の会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の給与及び費用弁償に関する事項を定める。

(給与)

第2条 この条例において、法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与とは、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当をいう。

2 この条例において、法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与とは、報酬、通勤に要する費用の費用弁償及び期末手当をいう。

(給料及び基本報酬)

第3条 給料及び基本報酬（給料に相当する報酬をいう。以下同じ。）は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この条例の定めるところにより支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で支給するものとし、その額は、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員との権衡を踏まえ、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識及び技術並びに職務経験等の要素を考慮して規則で定める。

3 前項の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で支給するものとし、その額は、その者が常時勤務に服することを要する者（以下「常勤職員」という。）である

とした場合に適用を受けることとなる給料表の適用を受ける職員との権衡を踏まえ、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識及び技術並びに職務経験等の要素を考慮して任命権者が定める。

4 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月額又は時間額で支給するものとし、その額は、次のとおりとする。

(1) 月額 前2項の規定による額に、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)

(2) 時間額 前号に定める月額の基本報酬との権衡を考慮して任命権者が市長の承認を得て定める額

5 任用の事情又は職務の特殊性を考慮して任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 月額 400,000円(医師及び歯科医師にあっては、760,000円)を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める額

(2) 時間額 前号に定める月額の基本報酬との権衡を考慮して任命権者が市長の承認を得て定める額

(給料及び基本報酬の支給方法)

第4条 給料及び基本報酬は、新たに会計年度任用職員となった者にはその日からこれを支給し、離職した者にはその日までこれを支給し、死亡した者にはその日の月分(時間額により基本報酬が定められているものにあつては、その日)までこれを支給する。

2 前項の規定により月額による給料及び基本報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料及び基本報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

3 月額による給料及び基本報酬の支給期日並びに口座振替による支払については、常勤職員の例により、月額による給料及び基本報酬以外の給与の支給方法については、規則で定める。

4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、別に支給方法を定めることができる。

(休職者の給与)

第5条 会計年度任用職員（本市の常勤職員その他これと同等と認められる職員であったものを除く。）が心身の故障（教育公務員特例法第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定により準用する場合を含む。）の適用を受ける職員の結核性疾患によるものを除く。）により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満3月に達するまでは、これに給料又は基本報酬及び期末手当のそれぞれの100分の80以内を支給することができる。

2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員が休職にされたときは、常勤職員の例により、給与を支給する。

（手当）

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員との権衡を踏まえ、規則で定めるところにより、第2条第1項に規定する手当（期末手当を除く。）を支給する。

（費用弁償）

第7条 パートタイム会計年度任用職員には、常勤職員に支給する通勤手当との権衡を踏まえ、規則で定めるところにより、通勤に要する費用を費用弁償として支給する。

第8条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行するときの費用弁償の額及び支給方法については、常勤職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、風水害その他非常災害を原因とする規則で定めるやむを得ない事由により、パートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）が、常例として通勤している経路と異なる経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該パートタイム会計年度任用職員に対し、その旅行に要した費用を費用弁償として支給することができる。

（増額報酬）

第9条 パートタイム会計年度任用職員については、常勤職員との権衡を踏まえ、規則で定めるところにより、増額報酬（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬に限る。）を支給する。

（期末手当）

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）の1か月前の日から基準日まで引き続いて在職する規則で定める会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、常勤職員との権衡を踏まえ、規則で定める。

第11条 会計年度任用職員に係る期末手当の不支給及び差止めについては、常勤職員の例に

よる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条 月額により給料及び基本報酬が定められているものの勤務1時間当たりの給与額は、給料又は基本報酬に12を乗じ、その額を週勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(算出した額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を四捨五入して得た額)とする。

(給与の減額)

第13条 会計年度任用職員が欠勤、遅参、早退その他の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額(時間額により基本報酬が定められているものにあつては、当該時間額に相当する額)を減額した給与を支給する。ただし、第5条の規定に該当する場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第19号)第2条に定める場合以外で法第52条の規定による職員団体等のためその業務又は活動に従事する場合を除く。)で、任命権者がやむを得ないと認めたときは、給与を減額しない。

(給与の控除)

第14条 会計年度任用職員の給与の控除については、常勤職員の例による。

(出張中の職員に対する取扱い)

第15条 公務により出張中の会計年度任用職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当並びにこれらの手当に相当する増額報酬は支給しない。ただし、勤務時間条例第7条第1項の勤務に服すべきことを提示して出張を命じた場合は、この限りでない。

(被服の支給又は貸与)

第16条 公務執行上必要と認める場合には会計年度任用職員に対し、被服を支給し、又は無償で貸与することがある。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日に堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36

号)に基づき報酬を受けていた職員で、引き続き同様の職務に従事し、本条例に基づき給料及び基本報酬の支給を受けるもの(以下「継続職員」という。)のうち、その者の受ける給料及び基本報酬が規則で定める額に達しないこととなるものについては、施行日から令和7年3月31日までの間、給料及び基本報酬のほか、その差額に相当する額を給料及び基本報酬として支給する。

- 3 前項に定めるもののほか、任命権者は、継続職員に係る給料又は報酬の権衡を図るため、特に必要があると認めるときは、継続職員が施行日の前日に受けていた報酬の額を超えない範囲内で市長の承認を得て定める額を給料又は報酬として支給することができる。

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、同職員の給与及び費用弁償の支給に関し次の事項等を規定するため、本条例を制定するものであること。

- (1) フルタイム会計年度任用職員に対する給料及び手当（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等）に関する事項
- (2) パートタイム会計年度任用職員に対する基本報酬、通勤に要する費用弁償、増額報酬（時間外勤務手当等）及び期末手当に関する事項
- (3) その他、給与の支給に関する事項

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであること。

市長等の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例

市長等の退職手当の特例に関する条例（平成 29 年条例第 51 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日において教育長、常勤の監査委員又は上下水道事業管理者の職にある者に対する退職手当（同日を含む任期に係るものに限る。）については、この条例による廃止前の市長等の退職手当の特例に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

市長等の退職手当の特例に関する条例の廃止 について

1 廃止の理由

前市長の任期中に制定した市長等の退職手当の特例について廃止することとし、本条例を廃止するものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

市長等の退職手当に関する条例（昭和 56 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

題名中「市長等」を「副市長等」に改める。

第 1 条中「、市長」を削り、「市長等」を「副市長等」に改める。

第 2 条第 1 項中「市長等」を「副市長等」に改め、同条第 2 項後段を削る。

第 3 条第 1 項中「、市長にあつては 100 分の 50」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「市長等」を「副市長等」に改める。

第 4 条第 1 項中「副市長、教育長又は常勤の監査委員（以下「副市長等」という。）」を「副市長等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年 6 月 9 日から適用する。

市長等の退職手当に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

市長の退職手当について、制度上廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

副市長等の退職手当の特例に関する条例

(副市長等の退職手当の額の特例)

第1条 令和元年6月10日現在において市長の職にあった者(以下「市長」という。)に係る同日を含む任期(次条において「現任期」という。)において副市長、教育長又は常勤の監査委員に選任された者に対する退職手当(当該選任に係る任期に係るものに限る。)の額は、副市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号)第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(上下水道事業管理者の退職手当の額の特例)

第2条 市長の現任期中において上下水道事業管理者に任命された者(堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号。以下「職員退職手当条例」という。)第18条に規定する退職手当の不支給の適用を受けたものを除く。)に対する退職手当(当該任命に係る任期に係るものに限る。)の額は、職員退職手当条例の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年6月9日から適用する。

副市長等の退職手当の特例に関する条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

令和元年6月10日現在において市長の職にあった者に係る同日を含む任期(以下「現任期」という。)中に選任された副市長、教育長及び常勤の監査委員並びに任命された上下水道事業管理者に対する退職手当について、次のとおり特例措置を定めることとし、本条例を制定するものであること。

- (1) 市長の現任期中に選任された副市長、教育長及び常勤の監査委員に対する退職手当については、特例として副市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号)に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの
- (2) 市長の現任期中に任命された上下水道事業管理者に対する退職手当については、特例として堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(堺市立人権ふれあいセンター条例の一部改正)

第1条 堺市立人権ふれあいセンター条例(昭和49年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中「35,480円」を「36,130円」に、「42,580円」を「43,360円」に、「610円」を「620円」に、「730円」を「740円」に、「300円」を「310円」に改める。

(堺市立日高少年自然の家条例の一部改正)

第2条 堺市立日高少年自然の家条例(昭和50年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第9条、第16条関係)」に改め、同表第1項の表中「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、別表第2項の表中「300円」を「310円」に、「610円」を「620円」に改める。

(堺市立文化会館条例の一部改正)

第3条 堺市立文化会館条例(昭和59年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「59,960円」を「61,070円」に、「71,480円」を「72,800円」に、「17,890円」を「18,220円」に、「88,040円」を「89,670円」に、「105,940円」を「107,900円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「18,000円」を「18,330円」に、「21,900円」を「22,300円」に、「27,050円」を「27,550円」に、「80,220円」を「81,700円」に、「96,680円」を「98,470円」に、「54,510円」を「55,510円」に、「65,820円」を「67,030円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「72,000円」を「73,330円」に、「86,400円」を「88,000円」に、「26,740円」を「27,230円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「84,240円」を「85,800円」に、「101,000円」を「102,870円」に、「43,920円」を「44,730円」に改める。

(堺市スポーツ施設条例の一部改正)

第4条 堺市スポーツ施設条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「100円」を「110円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

(堺市立体育館条例の一部改正)

第5条 堺市立体育館条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「40,730円」を「41,480円」に、「13,570円」を「13,820円」

に、「15,420円」を「15,700円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「27,150円」を「27,650円」に、「12,340円」を「12,560円」に、「4,930円」を「5,020円」に、「18,510円」を「18,850円」に、「11,100円」を「11,300円」に、「3,080円」を「3,130円」に改め、別表第2第2項の表中「200円」を「220円」に改め、別表第2第3項の表中「1,640円」を「1,650円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第3中「610円」を「620円」に改める。

(堺市立体育館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 堺市立体育館条例の一部を改正する条例(平成30年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表の改正規定中「49,000円」を「49,900円」に、「16,300円」を「16,600円」に、「18,500円」を「18,840円」に、「7,400円」を「7,530円」に、「3,700円」を「3,760円」に改める。

別表第2第2項の表の改正規定中「5,000円」を「5,090円」に、「200円」を「220円」に改める。

別表第2中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定中「18,500円」を「18,840円」に改める。

(堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例(昭和61年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「19,130円」を「19,480円」に、「8,940円」を「9,100円」に改める。

(堺市立勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第8条 堺市立勤労者総合福祉センター条例(平成5年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「第11条」の次に「第20条」を加え、同表第1項の表中「92,570円」を「94,280円」に、「36,000円」を「36,660円」に、「87,940円」を「89,560円」に、「18,920円」を「19,270円」に、「22,420円」を「22,830円」に改める。

(堺市教育文化センター条例の一部改正)

第9条 堺市教育文化センター条例(平成5年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中「95,650円」を「97,420円」に、「114,780円」を「116,900円」に、「39,900円」を「40,630円」に、「47,720円」を「48,600円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「40,730円」を「41,480円」に改める。

別表第2中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に改める。

(堺市立文化館条例の一部改正)

第10条 堺市立文化館条例(平成11年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第5条、第15条、第19条、第27条関係)」に改め、同表

第1項の表中「1,540円」を「1,560円」に改め、別表第2項の表中「7,500円」を「7,630円」に、「5,240円」を「5,330円」に、「10,380円」を「10,570円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「6,270円」を「6,380円」に改める。

(堺市立農業公園条例の一部改正)

第11条 堺市立農業公園条例(平成12年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第4条、第23条関係)」に、「1,020円」を「1,030円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「610円」を「620円」に、「1,850円」を「1,880円」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第8条、第23条関係)」に、「3,080円」を「3,130円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3(第12条、第23条関係)」に、「2,050円」を「2,080円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

(堺市立さつき野コミュニティセンター条例の一部改正)

第12条 堺市立さつき野コミュニティセンター条例(平成16年条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「9,720円」を「9,900円」に、「1,380円」を「1,400円」に改める。

(堺市美原B&G海洋センター条例の一部改正)

第13条 堺市美原B&G海洋センター条例(平成16年条例第115号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「13,570円」を「13,820円」に、「3,080円」を「3,130円」に改める。

(堺市立美原総合スポーツセンター条例の一部改正)

第14条 堺市立美原総合スポーツセンター条例(平成20年条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中「300円」を「310円」に、「610円」を「620円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、別表第1第2項の表中「610円」を「620円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「9,250円」を「9,420円」に改める。

別表第2中「610円」を「620円」に改める。

(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正)

第15条 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例(平成20年条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中「27,150円」を「27,650円」に、「13,570円」を「13,820円」に、「10,600円」を「10,790円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「11,100円」を「11,300円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「1,850

円」を「1,880円」に改め、別表第1第5項中「3,080円」を「3,130円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

別表第2中「610円」を「620円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

(堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部改正)

第16条 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例(平成25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中「300円」を「310円」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、別表第1第2項の表中「3,080円」を「3,130円」に改める。

別表第2第1項の表中「20,570円」を「20,950円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「30,850円」を「31,420円」に改め、別表第2第2項の表中「1,020円」を「1,030円」に改める。

別表第3中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(堺市民芸術文化ホール条例の一部改正)

第17条 堺市民芸術文化ホール条例(平成27年条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「第10条」の次に「、第23条」を加え、同表第1項の表中「275,000円」を「280,090円」に、「330,000円」を「336,110円」に、「78,000円」を「79,440円」に、「94,000円」を「95,740円」に、「60,000円」を「61,110円」に、「72,000円」を「73,330円」に、「46,000円」を「46,850円」に、「56,000円」を「57,030円」に、「26,000円」を「26,480円」に改める。

別表第2中「第14条」の次に「、第23条」を加える。

(堺市立のびやか健康館条例の一部改正)

第18条 堺市立のびやか健康館条例(平成30年条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中「26,740円」を「27,230円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「800円」を「810円」に改め、別表第1第2項の表中「2,460円」を「2,500円」に、「9,250円」を「9,420円」に改める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2. この条例(第6条を除く。)による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金等(この条例の公布の日前になされた申請等に係るものを除く。)について適用し、同日前の利用に係る利用料金等については、なお従前の例による。

消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正を踏まえ、指定管理者に管理を行わせている公の施設の利用料金の上限額等を改定するため、次の条例について所要の改正等を行うこととし、本条例を制定するものであること。

- (1) 堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和 49 年条例第 34 号）
- (2) 堺市立日高少年自然の家条例（昭和 50 年条例第 13 号）
- (3) 堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）
- (4) 堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号）
- (5) 堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）
- (6) 堺市立体育館条例の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 8 号）
- (7) 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和 61 年条例第 9 号）
- (8) 堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成 5 年条例第 4 号）
- (9) 堺市教育文化センター条例（平成 5 年条例第 33 号）
- (10) 堺市立文化館条例（平成 11 年条例第 28 号）
- (11) 堺市立農業公園条例（平成 12 年条例第 21 号）
- (12) 堺市立さつき野コミュニティセンター条例（平成 16 年条例第 69 号）
- (13) 堺市美原 B & G 海洋センター条例（平成 16 年条例第 115 号）
- (14) 堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成 20 年条例第 45 号）
- (15) 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成 20 年条例第 47 号）
- (16) 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成 25 年条例第 44 号）
- (17) 堺市民芸術文化ホール条例（平成 27 年条例第 52 号）
- (18) 堺市立のびやか健康館条例（平成 30 年条例第 53 号）

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日から施行するものであること。

**令和元年第5回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その11）**

令和元年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091

